糀谷社労士の人事・労務Ｑ＆Ａ（第１０回）

2018.01

今回のテーマ：定年後、再雇用者の賃金を下げてもよいか？

Ｑ．６０歳定年をした従業員の賃金を３０％ほど、減額して６５歳まで再雇用しようと考えています。問題ないでしょうか？

Ａ．定年とは、「一定年齢に達することで労働契約が終了する」制度です。高年齢者雇用安定法によると、定年は６０歳を下回ることが出来ません。一方、再雇用とは「労働契約が終了したのちに、再度、雇用契約を締結する」制度であり、従前の労働条件等を継続しないものです。よって、６０歳定年後、再雇用する際は、賃金が減額しても問題ないように思われます。

ただし、それは、職務の内容等が変わっていない場合です。労働契約法第２０条には「不合理な労働条件の禁止」がうたわれています。簡単に説明すると、正社員と契約社員で職務の内容等に照らし合わせて労働条件を合理的な範囲内で設定しなければならない、というものです。定年後、再雇用後の労働条件設定に関しては、最高裁の判断結果待ちというところもあるので、なんとも言い難いところもあります。ただ、今はやりの「同一労働同一賃金」に照らし合わせても気を付けるべき点ですので、くれぐれも慎重に労働条件設定を行ってください。

再雇用時の労働条件設定は慎重に！

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会　労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所　代表　糀谷　博和
〒５２０-２３３１　滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル　２階　2-2号室
ＴＥＬ　０７７－５１８－１９６０
ＦＡＸ　０７７－５８６－７４８１
E-mail　kojitani@ams.odn.ne.jp
HP　http://www.office-kojitani.com/

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

執筆者プロフィール

滋賀県内外約４００社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約８０回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！